

第 2 1 号議案

東大和市国民健康保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 3 0 年 2 月 2 2 日

提出者

東大和市長 尾崎 保夫

東大和市国民健康保険条例の一部を改正する条例

東大和市国民健康保険条例（昭和35年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第1条（見出しを含む。）中「国民健康保険」の次に「の事務」を加える。

第2条中「国民健康保険運営協議会（）」の次に「国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第11条第2項の規定による国民健康保険運営協議会をいう。」を加える。

第5条第4号中「国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）」を「法」に改める。

第11条中「第72条の5」を「第72条の5第1項」に改め、同条第5号を同条第6号とし、同条第4号を同条第5号とし、同条第3号の次に次の1号を加える。

（4）健康管理及び疾病の予防に係る被保険者の自助努力についての支援

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。